

Business Certificate news

No.: TCCI-0014

Date: 2011年5月31日

取引先等への放射性物質に係る証明について タイ向け農水産品貨物に関するお知らせ(第3報)

－「産地証明」に商工会議所発行の原産地証明書も加えられることに－

先般、Business Certificate news No.: TCCI-0013、Date: 2011年5月23日にて、タイ向けの農水産品貨物について、それまで「産地証明」として認められていた日本の商工会議所が発行する原産地証明書の使用許可が取りやめとなった旨お知らせしましたが、タイ保健省は31日、輸入規制対象地域をこれまでの12都県から8都県に縮小するとともに、同地域以外からの輸入に際し提出が義務付けられている「産地証明」の発行機関に商工会議所等も加えるなどとする新たな省令を告示したとの情報を入手しましたのでお知らせいたします。

つきましては、同省令に基づき、生産地（道府県）を記載した原産地証明書を必要とされる輸出者におかれましては、過日、Business Certificate news No.: TCCI-0012、Date: 2011年5月9日にてご案内した要領により根拠資料を添えてご申請ください。

なお、輸出者におかれましても念のため、取引先等を通じて同省令内容の詳細についてご確認ください。

記

1. タイ保健省令（2011年5月31日）の内容（ジェトロ Web サイトより）

http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110520_01.html

（冒頭記事を抜粋）

以上